

下 妻 市
自動販売機設置場所貸付等
募 集 要 項

下妻市

下妻市自動販売機設置場所貸付等募集要項

下妻市（以下「市」という。）では、施設内に自動販売機を設置する事業者（以下「設置業者」という。）を一般競争入札により募集する。

なお、入札へ参加する者は、本募集要項のほか、仕様書等を熟読し、内容を承知した上で参加すること。

1 入札物件

別紙1「入札物件一覧表・設置場所詳細図」のとおり

※設置面積には、放熱余地及び回収ボックス設置分を含む。

※市の都合により予告なく入札を延期し、中止し、又は取り消す場合がある。

2 入札参加資格

本競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (4) 茨城県内に本社（本店）、支社（支店）若しくは営業所を有する法人又は茨城県内に住所及び店舗を有する個人で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに対応できる者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自らの管理・運営に3年以上の実績を有し、かつ、現時点においても行っている者であること。
- (6) 令和3・4年度下妻市物品製造（役務の提供）等競争入札参加者名簿に登録された者であること。令和3・4年度下妻市物品製造（役務の提供）等競争入札参加資格がない者は、令和5・6年度下妻市物品製造（役務の提供）等競争入札参加資格申請を受付期間内に提出すること。
- (7) 入札対象物件毎に設定する次の地域要件に該当すること。

地域要件 A：茨城県内に本店、支店又は営業所があること。

地域要件 B：市内に本社がある事業者又は個人事業主であること。

※補足（別紙1参照）

地域要件 A のみに該当する事業者は、地域要件 A の物件のみ入札の参加を可能とする。

地域要件 B に該当する事業者は、地域要件 A 及び地域要件 B のいずれの物件にも入札の参加を可能とする。

3 貸付条件等

(1) 貸付等期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※貸付等期間の更新は行わない。

(2) 用途

自動販売機の設置・運営に限る。

(3) 機器仕様等

機器仕様等については、別紙仕様書のとおりとする。

(4) 設置業者の選定

設置業者は、物件番号ごとに選定（入札）する。

4 募集要項及び仕様書の配布期間、配布方法

(1) 配布期間

令和5年2月14日（火）から令和5年3月1日（水）まで

(2) 配布方法

市ホームページ「<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>」からダウンロードすること。

5 入札参加申込み

入札への参加を希望する者は、下記により提出すること。

また、受付期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付できないため留意すること。

なお、現地での説明会等は実施しないため、書類提出前に現地状況等を必ず確認し、申込みすること。

(1) 受付期間

令和5年2月14日（火）から令和5年3月1日（水）まで

午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出書類 (各 1 部)

- ア 一般競争入札参加申込書 (様式第 1 号)
- イ 入札参加申込物件一覧 (様式第 1 - 2 号)
- ウ 誓約書 (様式第 2 号)
- エ 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書 (様式第 3 号)
- オ 業務実績を証する書類 (契約書の写し、目的外使用許可の写し等)
- カ 設置する自動販売機のカタログ

※令和 3・4 年度下妻市物品製造 (役務の提供) 等競争入札参加資格がない者は、令和 5・6 年度下妻市物品製造 (役務の提供) 等競争入札参加資格申請を受付期間内に提出すること。

※複数物件に参加する場合であっても、提出書類は事業者ごとに 1 部で可とする。

※提出書類は返却しないこととする。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

下妻市総務部財政課施設経営係 (本庁舎 2 階)

〒304-8501 下妻市本城町二丁目 22 番地

6 質問書の提出及び回答

質疑がある場合は、下記により質問書を提出すること。なお、質問書を送付した場合は電話にて到着の確認をすること。

(1) 受付期間

令和 5 年 2 月 1 4 日 (火) から令和 5 年 2 月 2 0 日 (月) まで

(2) 提出書類

質問書 (様式第 6 号)

(3) 提出方法

電子メール又は F A X

(4) 提出先

下妻市総務部財政課施設経営係 (本庁舎 2 階)

電子メール : zaisei@city.shimotsuma.lg.jp

FAX : 0296-43-4214

(5) 到着確認連絡先

TEL : 0296-43-2235 (直通)

(6) 質問への回答

すべての質問と回答を取りまとめて、令和 5 年 2 月 2 2 日 (水) までに下妻市ホームページに「質問回答書」を掲載する。

7 入札参加の辞退

入札参加申込後、都合により入札参加を辞退する場合は、入札参加辞退届（様式第7号）を提出すること。

なお、参加を辞退した場合も、既に提出された書類は返却しない。

8 入札参加確認結果通知書の交付

入札参加申込みの提出書類により入札参加資格の有無を確認し、「入札参加確認結果通知書」を参加申込者あてに送付する。この通知書の「入札参加資格の有無」欄に「有」と記載された者のみが入札に参加することができる。なお、この通知書が到着しない場合は、必ず「16. 問い合わせ先」（下妻市総務部財政課施設経営係）に電話で問い合わせること。

9 入札（開札）の日時・場所

（1）日時

令和5年3月13日（月）

（2）場所

下妻市役所本庁舎2階 小会議室

ただし、入札（開札）場所等については、変更する場合がある。

10 入札方法等

（1）入札方法

郵便入札とする。

- ①入札書は、郵送または持参により提出すること。
- ②郵送による提出の場合は、「一般書留」「簡易書留」のいずれかとする。
- ③入札書は、物件番号ごとに作成し、提出すること。
- ④提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ⑤入札書に記載する金額は、年額とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とし、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額（税込・年額）の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- ⑥物件番号1・2、17・18、22・23、26・27の入札についてはそれぞれ取り抜け方式とし、物件番号が若い番号を落札決定順位上位と定め、複数の案件の入札を

それぞれ一度に行う。その上で、落札決定順位上位の案件で落札者となった者がした落札決定順位下位の案件における入札を無効として、落札者を決定する。ただし、落札決定順位下位の入札において、落札決定順位上位の案件で落札者となった者のほかに入札がない場合及び予定価格以上の有効な入札がない場合は有効とする。

(2) 提出書類

①「入札書」(物件ごと各1部)

入札書(様式第4号)により作成し、封かん及び封印の上、入札書の氏名を表記し、提出すること。

②「確約書」(1部)

(3) 提出期限

令和5年3月10日(金) 午後5時まで

(3) 予定価格

①予定価格は非公開とし、入札価格が予定価格未満の場合は入札不成立とする。

②予定価格以上の入札者がいない場合、再度の入札は行わない。

(4) 入札保証金

免除とする。

(5) 入札回数

1回とする。入札に参加する者の数が1者の場合も入札を執行する。

(6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

①入札参加資格のない者の入札。

②入札書の金額、その他記載事項が不明瞭で確認できない入札。

③他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の者の代理人となった者の入札

④同一の入札において2通以上の入札書を提出した者の入札。

⑤入札について不正の行為があったと認められた者の入札。

⑥入札書が指定の日時までに到達しなかった者の入札。

⑦前各号のほか、入札条件に違反した入札。

11 落札者の決定

(1) 開札

入札者又はその代理人の立会は不要である。なお、開札に当たっては、入札事務に関係無い職員を立ち合わせて開札を行う。

(2) 落札者の決定

①市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者

とする。

- ②落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
- ③開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を発表する。また、落札者がいないときは、最高の入札額を発表する。
- ④落札者は設置予定業者として決定されたものとする。
- ⑤設置予定業者が既設自動販売機設置場所と同一の物件を落札した場合で、既設自動販売機が設置条件を満たしている場合に限り、機器の入れ替えをすることなく継続して設置できることとする。満たしていない場合は設置条件を満たした自動販売機と入れ替えること。

(3) 設置予定業者の取り消し等

- ①落札者が次のいずれかに該当する場合、設置予定業者としての決定を取り消す。
 - ・ 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の締結に応じなかった場合
 - ・ 入札参加資格を失った場合
 - ・ 偽りその他不正の手段により落札した場合
 - ・ その他自動販売機設置手続の相手方として不相当と認められる場合
- ②上記①のいずれかにより、設置予定業者としての決定を取り消したとき及び設置予定業者が契約を締結しないときは、当該設置予定業者の次に高額の入札額を示した者と随意契約交渉を行うものとする。

12 入札結果等の公表

落札者名及び落札金額等について、市ホームページ等で公表する。

13 公有財産借受申込み

設置予定業者として決定した者は、下記により公有財産借受申込みを行うこと。

(1) 受付期間

令和5年3月13日（月）から令和5年3月22日（水）まで

（ただし、この期間内の土日・祝日を除く）

午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出書類

公有財産借受申込書

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールに添付

(4) 提出先

下妻市総務部財政課施設経営係（本庁舎2階）

〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地

(5) その他

物件番号 16、17、18 については別途申請を行うこととする。

14 契約の締結

公有財産借受申込書提出後、許可を得た者は、下記により契約を締結すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 午後 5 時までとする。

(2) 提出書類

契約書 2 部

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

下妻市総務部財政課施設経営係 (本庁舎 2 階)

下妻市本城町二丁目 22 番地

(5) 契約保証金

免除とする。

(6) その他

①契約は、申込人名義で行うこと。

②契約締結に要する費用は、すべて設置業者の負担とする。

③物件番号 14、15、16 は別途契約を結ぶこととする。

15 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、下妻市契約規則及び下妻市公有財産規則 (平成 20 年下妻市規則第 10 号) の定めるところとする。

16 問い合わせ先

下妻市総務部財政課施設経営係 (本庁舎 2 階)

〒304-8501 下妻市本城町二丁目 22 番地

TEL 0296-43-2235 (直通)

FAX 0296-43-4214

電子メール zaisei@city.shimotsuma.lg.jp